

追 加 議 案 目 録

令和 8 年 9 月春日部市議会定例会

議案第 9 7 号	大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部変更 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
議案第 9 8 号	裁判上の和解について・・・・・・・・・・・・・・・・	49
議案第 9 9 号	令和 8 年度春日部市一般会計補正予算（第 4 号）について・・・・・・・・	51

議案第 9 7 号

大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部変更について

令和 7 年 3 月 1 9 日付け議案第 4 7 号、令和 7 年 6 月 1 7 日付け議案第 6 6 号、令和 7 年 9 月 4 日付け議案第 1 1 2 号及び令和 8 年 3 月 1 9 日付け議案第 2 5 号をもって議決された大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部を次のとおり変更する。

- 1 契 約 金 額 「1, 4 2 6, 7 8 1, 4 0 0 円」とあるのを
「1, 4 5 6, 7 2 1, 2 0 0 円」に変更する。

令和 8 年 9 月 1 6 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

契約金額を変更する必要性が生じたので、議決内容の一部を変更したく提案いたします。

議案第 9 8 号

裁判上の和解について

次のとおりさいたま地方裁判所令和 6 年（ワ）第 2 8 2 7 号国家賠償請求事件に係る裁判上の和解について議決を求める。

1 当 事 者

原 告 住 所 代替住所 A

氏 名 代替氏名 A

法定代理人親権者父 住 所 代替住所 B

氏 名 代替氏名 B

法定代理人親権者母 住 所 代替住所 C

氏 名 代替氏名 C

被 告 春日部市

代表者 市長 岩 谷 一 弘

2 事件の概要

- (1) 原告が市立学校に在籍していた期間のうち、令和 4 年度において教員から不法行為を受けたとして、国家賠償を求められたもの。
- (2) 本事件については、令和 8 年 7 月 2 9 日、さいたま地方裁判所から和解勧告がなされたものである。

3 和 解 内 容

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、金 5, 0 0 0, 0 0 0 円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和 8 年 1 0 月 3 0 日限り、原告の指定する口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、本件に関し、上記に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

令和 8 年 9 月 1 6 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

裁判上の和解をするため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により提案いたします。

議案第 99 号

令和 8 年度春日部市一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 8 年度春日部市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

